

本日の会議に付した事件

平成29年第4回山元町議会定例会（第4日目）

平成29年12月15日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第61号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第62号 平成29年度（債務） 山元町公用バス購入事業に係る物品購入契約について
- 日程第 4 議案第71号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第72号 平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第73号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第74号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第75号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第76号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第77号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第78号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第79号 平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第80号 平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 議案第60号 山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（委員長報告）
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、12番青田和夫君、1番岩佐哲也君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

長送付議案の受理。町長から議案17件が送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書等の受理。総務民生常任委員会委員長から審査報告書、総務民生常任委員会、産建教育常任委員会の各委員長から所管事務調査報告書及び3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されましたので、その写しを配布しております。

監査検査結果報告書の受理。監査委員から定期監査の結果について提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告の受理。山元町議会会議規則第126条の規定により議員派遣の件について配布しております。

一部事務組合等議会の報告。亘理地区行政事務組合議会、亘理名取共立衛生処理事務組合議会の各議員から結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第61号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.4、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が10月1日から施行されたことから、本条例について所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して、次のいずれにも該当するときは育児休業期間を1歳から1歳6カ月まで延長できる現行の内容を、さらに2歳まで延長することができるよう改正するものでございます。その要件といたしましては、非常勤職員またはその配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において、また育児休業をしている場合であって、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っておりますが、その当該子の1歳6カ月到達日以後の期間において当面その実施が行われない場合など、延長することができるようにするものでございます。

2の施行期日でございますが、公布の日とするものであります。

以上、議案第61号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第61号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第62号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第62号平成29年度（債務）山元町
公用バス購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

事前に配布しております第4回議会定例会配布資料No.5、議案の概要でご説明申し上げますので、お手元にご準備願います。

まず、提案理由でございますが、山元町公用バス購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法によりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を要するので提案するものでございます。

下の記の部分以下、ご説明申し上げます。

1、契約の目的でございますが、先ほど申し上げました平成29年度（債務）山元町公用バス購入事業でございます。

2、契約の方法でございますが、こちら随意契約でございます。2者を指名し、見積もり合わせを行ってございます。

3、契約金額でございますが、こちら消費税込みの金額になります。1,902万7,664円であり、落札率は73.59パーセントとなっております。

4、契約の相手方でございます。大河原町所在の宮城日野自動車株式会社大河原営業所でございます。

5、納品場所でございますが、こちら山元町役場となっております。

6、購入品目でございます。こちらは定員35人の中型バス1台でございます。

裏面のほうをご覧くださいと思います。

こちらイメージ図を載せてございます。中型バス定員35人ということで、今回、現在使用しております公用バス日野メルファでございますが、そちらと同型車と今回なります。

それでは、表面のほうにお戻りいただきたいと思っております。

7、納品期限でございます。こちらは平成31年5月31日としております。こちらにつきましては、ことし3月定例会におきまして、平成29年度から31年度までの3

カ年度の債務負担行為の設定ということで予算についてお認めいただいております。こちらにつきましてはバス需要の高まりというところから、納品までに一定の時間を要するというを各自動車業者のほうから伺っておりまして、それをもとに納品期限のほうを多少お時間をいただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上が、山元町公用バス購入事業に係る物品購入契約の内容でございます。
よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第62号平成29年度（債務）山元町公用バス購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第71号平成29年度山元町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ17億5,378万2,000円を追加し、総額を188億9,801万4,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明申し上げたいと思います。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして11億7,000万円余を計上しております。

右側の説明欄をご覧くださいまして、まず震災復興基金につきまして10億3,400万円余を計上しておりますが、こちらにつきましてはいちご団地整備事業の談合に係る公正入札違約金のうち、被災地域農業復興総合支援事業の交付金相当分を基金へ積み立てるものでございます。

また、震災復興交付金基金につきまして1億3,500万円余を計上しておりますが、

復興交付金の第19回申請分の内示があったことを受けまして、基金への積み立てを行うものでございます。

次に、第7目情報管理費につきまして542万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、お手元の補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げたいと思います。資料の1ページのほうをご覧いただきたいと思います。

まず、社会保障・税番号制度標準レイアウト改版対応業務でございますが、こちらはマイナンバー制度にかかわる自治体中間サーバーの標準レイアウトの改版に伴いまして、情報の受け渡しを行う自治体連携サーバーもあわせて改版を行うものでございます。

次に、電算システムリプレースに係る調達支援業務でございます。こちらは来年度予定しております電算システムの更新につきまして、導入業者の選定において必要となる調達用仕様書の作成、システム比較の評価等の作業を専門知識を有する第三者機関を活用し行うため、所要の経費を計上するものでございます。

資料の2ページのほう、ご覧いただきたいと思います。

電算システム庁舎内サーバー等機器補修につきましては、基幹系及び情報系システム機器類の保守に関しまして、5年間の保守期間が満了することから、新たな保守業務に要する経費について計上するものでございます。

議案書の12ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

議案書12ページの第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費につきまして275万円を計上しております。こちらにつきましては、マイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、希望者に対して旧氏項目を記載する上で必要となる住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。まず、第4目障害福祉につきましては、こちら財源内訳の変更となっております。具体的には福祉タクシー利用及び自動車燃料費助成事業の財源となっておりますが、今回の補正予算につきましては、このほかに9月定例会でお認めいただきました山元町過疎地域自立促進計画におきまして、過疎債を充当することとしている事業につきまして、一般財源から過疎債への財源内訳の変更、それから他の地方債から過疎債への振りかえを行っておりまして、以下説明欄で財源内訳の変更等と記載されているものにつきましては、全て同様の理由でございますのでご理解いただければと思います。

次に、第5目被災者支援費につきまして540万円余を計上しております。こちらにつきましては、平成28年度の被災者支援総合交付金につきまして、交付決定額と実績額の差額を返還するものとなっております。

13ページをお開きいただきたいと思います。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費につきまして1,059万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、来年度から宮城病院内のつくし保育園が子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業に移行するに当たりまして、必要となる調理室の改修及び備品購入等に係る経費に対して補助を行うものでございます。財源といたしましては、国庫支出金942万1,000円となっております。

次に、第2目児童措置費につきまして806万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、児童手当の財源である国の交付金につきまして、平成28年度の

実績が確定したことから、概算交付額との差額を返還するものでございます。

次に、第3目保育所費につきまして1,404万5,000円を減額してございます。まず、このうち委託料295万5,000円につきましては、旧北保育所の建物解体工事におきまして、適正な工程を確保するとともに、関係法令を遵守した適切な廃棄処分を行うための調査、設計図書等の作成を行うための経費を計上したものでございます。また、工事請負費につきまして1,700万円減額しておりますが、先ほどただいまご説明申し上げました設計業務の委託に伴いましてスケジュールの見直しを行った結果、平成30年度において改めて計上させていただくものとしたものでございます。

次に、第5目学童保育施設費につきまして40万6,000円計上しております。こちらにつきましては、平成28年度の子ども・子育て支援交付金の実績精算に伴う国県への返還金でございます。

次に、第4項国民年金費第1目国民年金費につきまして216万円を計上しております。こちらにつきましては、国民年金関係の届け書、報告書の様式統一化を図るものであり、必要となるシステム改修経費を計上しているものでございます。財源は全額国庫支出金となっております。

14ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第1目農業委員会費につきまして、合わせて142万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の定数変更と農地利用最適化推進委員の新設が行われることに伴いまして、委員報酬等所要の経費を増額するものでございます。

次に、第9目農業復興推進費につきまして53万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、農地中間管理機構を通して担い手に貸し付けを行った場合に、土地所有者に対して一定の条件で協力金を交付いたします被災地域農地集積支援事業補助金について、実績が既決予算額を上回る見込みとなっておりますことから、増額をするものでございます。財源は全額県支出金となっております。

次に、第3項水産業費第3目漁港施設復興推進費につきまして3,569万円余を計上しております。こちらにつきましては、第19回復興交付金申請において認められました磯浜漁港の東波除堤測量設計業務、漁具倉庫建築設計業務、環境施設測量設計業務について、それぞれ委託をするものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金2,677万円及び震災復興特別交付税となっております。

議案書の16ページのほうをご覧いただきたいと思っております。議案書15ページのほうは、先ほど申し上げました過疎債への財源への振りかえ変更となっておりますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

議案書16ページでございます。

続きまして、第8款土木費第4項住宅費でございます。第2目住宅安全対策費につきまして93万円を計上しております。こちらにつきましては、平成27年度から平成28年度にかけて実施されました宮城病院の耐震診断に係る補助金の実績精算に伴う国への返還金でございます。

次に、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費につきまして3,162万円余を計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申

上げたいと思います。資料の7ページをお開き願います。

津波被災住宅再建支援事業補助金につきまして、追加支援策の予算を新たに計上したものでございまして、まずこちら記載の追加支援内容の(1)津波防災区域第1種、第2種の現地再建者への生活支援金につきまして30万円を拡充するほか、(2)になりますけれども、津波防災区域第1種、第2種における区域内移転者への生活支援金として180万円の補助を新たに新設しております。また、(3)でございますが、丘通りの半壊世帯に対する住宅再建補助といたしまして20万円の補助を新たに実施するというものでございます。財源につきましては、震災復興基金繰入金1,832万円余となっております。

議案書のほう、お戻りいただきたいと思います。議案書の最終ページ、17ページのほうになります。

17ページでございますが、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共土木施設単独災害復旧費につきまして、7,359万円を計上しております。こちらにつきましては、10月下旬に発生いたしました台風21号により被災した公共土木施設に係る災害復旧事業のうち、国庫負担金の対象とならない単独災害復旧工事維持補修系の復旧工事に要する経費でございます。財源といたしましては、地方債2,150万円となっております。

次に、第2目公共土木施設補助災害復旧費につきまして3億6,650万円計上しております。こちらにつきましては、同じく台風21号に係る災害復旧事業のうち、国庫負担金の対象となる補助災害復旧工事に要する経費でございます。財源といたしましては、国庫支出金が2億4,400万円余及び地方債が1億2,200万円となっております。

次に、第2項農林水産業施設災害復旧費でございます。第1目農業用施設単独災害復旧費につきまして3,467万円を計上しております。こちらにつきましては、台風21号により被災した農業用施設に係る災害復旧事業のうち国庫負担金の対象とならない単独災害復旧工事維持補修系の復旧工事に要する経費を計上したものでございまして、財源といたしましては、地方債1,010万円となっております。

次に、第2目農業用施設補助災害復旧費につきまして1,800万円を計上しております。こちらにつきましては、農業用施設災害復旧事業のうち国庫負担金の対象となる補助災害復旧工事に要する経費でございます。財源といたしましては、国庫支出金が1,170万円及び地方債が560万円となっております。

以上が歳出予算の主な内容となっております。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明申し上げたいと思います。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。震災復興特別交付税を892万6,000円増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出のほうでご説明申し上げました磯浜漁港に係る各設計業務等の震災復興交付金事業の補助裏に充てるものとなっております。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算のほうでご説明申し上げたとおりの内容となっておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、議案書の10ページのほうに移ります。

第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては、財源調整の結果、3億4,382万円を取り崩しを減額するというものでございます。

その下でございます。震災復興交付金基金につきましては、先ほど歳出のほうでもご説明申し上げました磯浜漁港の東波除堤測量設計業務等の業務に充当することから、2,677万円取り崩しを増額するものでございます。

さらに、その下でございます。震災復興基金でございます。こちらは津波住宅再建支援事業の追加支援を実施するため1,832万円余を取り崩しを増額するというものでございます。

続きまして、第20款諸収入第5項雑入でございます。第2目過年度収入につきまして221万円を計上しております。こちらにつきましては、児童手当につきまして平成28年度の実績が確定し、概算交付額との差額を精算するものでございますが、国の会計上相殺できない科目がございまして、追加交付、返還がそれぞれ発生していることから、歳入においては追加交付額を計上するというものでございます。なお、返還額につきましては、先ほど歳出のほうでご説明させていただいた内容のとおりとなっております。

次に、第3目違約金及び延納利息につきまして13億7,900万円余を計上しております。こちらにつきましては、歳出のほうでもご説明申し上げましたいちご団地整備事業の談合に係る関係業者からの公正入札違約金となっております。

最後に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては後ほど地方債の部分でご説明申し上げたいと思います。

以上が歳入予算の主な内容となっております。

次に、債務負担行為の補正でございます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回、債務負担行為の追加といたしまして、3事業計上しておりますが、2カ年にわたって事業を実施するもののほか、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから債務負担行為を追加するものでございます。

まず、1行目の町民バス運行に要する経費につきましては、来年度においても引き続き町民バスの運行を継続する予定としてございまして、4月1日から継続して運行させていただくため債務負担行為を設定するものでございます。

次に、電子計算システム更新等支援業務に要する経費につきましては、来年度予定している電子計算システムの更新事業を実施するに当たり、導入業者の選定において、仕様書の作成やシステム評価等につきまして、専門知識を持つ第三者機関を活用することとし、本支援業務の発注から導入業者の決定まで一定の期間を要することから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、山元町長選挙ポスター掲示板設置撤去業務委託につきましては、来年4月に予定されます町長選挙の実施に当たりまして、年度末における選挙関連業務を円滑に実施するため債務負担行為を設定するものでございます。

なお、山元町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例におきまして、長期継続契約を締結できる契約とされております車両等のリース、庁舎施設等の保守管

理等につきましては、補正予算附属資料説明書の11ページ以降に掲載させていただいておりますので、こちらご確認いただければというように思います。

それでは、最後に地方債の補正につきましてご説明申し上げたいと思います。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

農林水産業施設単独災害復旧事業及び過疎対策事業の財源といたしまして、こちらご覧のと通りの地方債の追加補正を行ってございます。

それから、議案書6ページのほうをご覧いただきたいと思います。

地方債の変更につきましては、先ほどいずれも歳出予算のほうでご説明申し上げた内容のとおりとなっておりますので、こちらにつきましても個別の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、歳出の12ページ、総務費総務管理費の情報管理費なんですが、社会保障番号制度、この点はマイナンバーということなんですが、この制度変更そのものは全国的な変更なのかと思うんですけども、これが一般財源での支出になっているんですが、後に補助なりそういったものがあるのかどうか確認したいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらにつきましては、国の補助限度額が一定程度ございまして、今年度の補助額については、全てもう交付を受けている状況でございまして、こちらの追加のシステムの改変につきましては、現在のところ一般財源の手当てということとなっております。

国の補助単価といいますか補助基準が非常に低い金額となっておりまして、こちらにつきましては国のほうに、国の制度に合わせた改変となっておりまして、満額でのですね、交付といったものも国に対して要望を行ってまいりたいというように考えてございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありますか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、大きく2点質問させていただきます。

一つは、14ページの6・3・3、水産関係ですかね。漁港施設復興推進費ということで、これは附属資料で6ページですか、について、下段のほうですね。新規ということでいろいろ書いてありますが、その補正の理由の中に磯浜漁港にあった環境施設（公園）については対象外だということを書いてありますが、これは産業振興としてはこの中に入っていないと思うんですが、この前漁協と産建常任委員会のメンバーでちょっと打ち合わせしたときに、あそこの公園にトイレがあったのがなくなって非常に困っているんだという話も中にありました。漁港の中のね。これはまちづくりのほうの管轄で入っていないということなのか。この中に対象外とあるんですが、その辺のもうちょっと詳しく説明いただければと思うんですが。

それと同時にあの辺の駐車場、いわゆる港湾内の駐車場だとかトイレだとか、外部か

ら来た人の利用するトイレなんかはどんなふうな予定になっていますか。この補正に入っていないような感じなもんですから、ちょっとどうなのか確認したいと。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。今回の共同利用施設、漁港環境復興整備ですか、この中についてですね、トイレ等は一応入っております。もともとトイレと、あとはインターロッキングブロックには遊歩道的なものがありましたけれども、それを一応今回の事業で復旧するための設計というような形になってございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。了解しました。入っているということですね、環境。

それで、もう一つこの下に震災前からあった施設と同程度の施設整備を行うと。そのための設計とありますが、これも前回漁協組合の関係の方たちと打ち合わせしたときに、船の修理場所、線路を引いて上に船を上げて、下に貝殻とかをついたやつを取り除いて塗装し直すという工事が震災前にあったと。これらは復旧としてこの中に予定が入っているのかどうかちょっとお尋ねします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。船揚げ場のことだと思うんですけども、これは環境復興整備の中には入ってございませんけれども、これは別途復旧の形ですね、今設計のほう、入っている段階ですので、いずれは船揚げ場のほうは復旧されるというようなことになっております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。了解しました。

それでは、次のページ16ページ、8・6・3、都市計画復興推進費で、いわゆる支援の関係ですね。それで、附属資料7ページについて質問させていただきます。下から4行目というか4段、実施中の支援の補正ということで、1、2、3、4と、それから7ページ、附属資料8ページ、次のページの5、6、7と書いてありますが、先ほどこの辺の説明をちょっといただかなかったんですが、この辺もちょっと詳しく。この減額4,000万円の内訳、(2)減額4,000万円の内訳。3番目の148万の内訳並びに復興交付金の500万のプラス、それから次の2,200万円のプラス、町外からのマイナス90万、それから7番目、震災の500万のマイナス。この辺の内訳もちょっと教えていただきたいと思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらのほうの見通しにつきましては、今受け付けています予算の中ですね、実施の見込みを再度精査したものとなってございます。

それでは、(1)番の震災新市街地の移転者に関する支援につきましてはですね、まず住宅再建の400万円の補助につきまして、7件ほどの減ということで2,800万円となってございます。そのほか移転費の関係で約400万円の減。あと、そのほか、済みません。移転費の関係につきましては400万円の増となってございます。約です。あと、利子補助の関係が、利子等の精査を加えた結果、約400万円の減と。そのほか、あと太陽光施設ですね。どうしても被災者じゃなくて町外者が入ってきたということもございまして、22件の減ということで、ここで220万円ということで、約4,000万円等の減となってございます。

(2)番目の町内移転者の支援に関する部分につきましては、まず移転費の減で5万円ちょっとぐらいの減がございまして、そのほかに実費補助の関係で8戸の減として約2,000万円。そのほか町内へ移転したときの住宅再建の補助というところでの減額が約2,100万円から200万円ぐらいの減ということで、約4,000万円の減となっております。あと、町外移転者への支援の減ということでございますが、これは移

転費の関係です、約4件で147万円の減というような形で見込んでございます。

(4) 番目の復興公営住宅移転者の支援に関しましては、支度金関係なんですが、こちらのほうもですね、支度金関係で一般募集と切り分けた部分もございまして、全体で26戸分を増額してございます。支度金関係で、26戸で約500万円の……、違うな。移転費だ、済みません。11だから、済みません。(4) 番につきましては、まず移転費の関係で、3戸移転費が増したことによりまして160万円の増と、あと支度金関係で約300、400万円ぐらいの増が見込めるということで変更してございます。こちらのほうにつきましては、決算等からやった部分での精算という形になってございます。

8ページのほう、お願いいたします。

現地再建支援者の関係で2,200万円の増となっておりますが、こちらのほうにつきましては移転費実費補助、その他のものが若干組み合わせられているので項目がかなりちょっと乱雑になってございます。移転費関係の増減で約50万円、1戸分ですね。そのほか実費補助の関係で42戸分で見直しをした結果、約300万円前後の増減が出てございます。そのほか、あと3種の現地再建の関係で増額分も合わせまして精査してですね、14戸分で1,400万円程度の増を見込んでございます。

そのほか現地再建2種の関係の部分です、約1,000万円弱ぐらいの増減がありまして、トータル2,200万円というような形になっているかと思えます。

町外からの転入者に関する支援につきましては、決算見込みとして90万円、1件程度の減になっているのかな。ちょっと件数については、こちらのほうは、実績別のところでの金額の増減となっております。

そのほか区域外からの住宅再建につきましては、当初の見込みとの差分がございまして、約8件ぐらいの増減がございました件での差額として500万円の減というような状況となっております。以上でございます。

1番(岩佐哲也君) はい、議長。今、概略説明いただきましたけれども、よくわからない点があります。特に増額になっていきます4番、(4)番、(5)番あたり、追って結構ですが、ちょっと後でまた資料でも見せていただければと思います。以上です。

議長(阿部均君) ほかに質疑はありませんか。

12番(青田和夫君) はい、議長。16ページの再建支援金の関係なんですけれども、今附属資料の7ページから8ページについて説明がありました。それで、聞きたいんですけども、今まで、今回の問題じゃなくて全ての数字を、どれぐらいあるのかちょっと教えてください。

議長(阿部均君) これは財政課長ですか、企画課長、どっち。震災復興課長、企画課長。

震災復興企画課長(佐藤和典君) はい、議長。大変申しわけありません。全体というのは、全体で何件あったかということでのトータル。(「金額です」の声あり)

議長(阿部均君) 金額の総額だそうです。

震災復興企画課長(佐藤和典君) はい、議長。総額ですね。8億と43億、内訳別に総額を申し上げたい。補助金の総額といたしましては、独自支援については約ですね、41億5,500万円が今回の独自支援の部分の総額となっております。

12番(青田和夫君) はい、議長。今の答えは、復興基金の43億と8億の足したやつ言ってるの。

震災復興企画課長(佐藤和典君) はい、議長。一般財源も含めた総額でございます。大変失礼しま

した。ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。確認をさせていただきたいと思
います。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時55分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。ただいまお時間をいただきまして、大変申しわけあ
りませんでした。確認をいたしましたところですね、今回、8億、43億の基金を使い
まして実施している補助独自支援の事業費の総額につきましては、今回の一般財源も含
めまして約41億5,556万円ちょっと超えるぐらいというような形になってござい
ます。

12番（青田和夫君）はい、議長。あとは、詳細については後で所管課に行ってお伺いします。総
体的なやつでは今、41億5千何がしの話が出ました。で、そこでもう1点お伺いた
いんですけれども、今回の救済支援、要するに1,330万は、今まで出した数字等の
比率を計算すると何パーセントに当たるんですか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今、概算でちょっとたたかせていただきましたが、
約0.3パーセント相当という形になろうかと思えます。

12番（青田和夫君）はい、議長。12番。それでは、0.3パーセントとの話になりましたけれ
ども、復興基金の残高、どれぐらいあるのかお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません、ちょっとお待ちください。済みません。

現在の復興基金の残高、復興基金としての全体の残高ということで申し上げたいと思
います。現在の今回の追加補正を含めると、トータルで、よろしいでしょうか。全体
で26億3,800万円。端数はございますが、約26億3,800万円と。

済みません、ちょっとお時間いただいて確認させてよろしいでしょうか。済みません。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません。今回の東日本大震災復興基金交付金の
残高といたしましては、今回補正予算を組ませていただきまして、それで8億円の部分
につきましては交付額であります8億331万2,000円は、使い切ってゼロとなっ
てございます。（「8億幾ら」の声あり）

議 長（阿部 均君）残額、残。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。で、43億円のほうの基金の分といたしまして、約
9億7,000万円ほど残高が生じているという状況となっております。

12番（青田和夫君）はい、議長。で、復興基金の残高を聞きましたけれども、全体での真水の残
高というのは幾らあるんですか。

議 長（阿部 均君）財政調整の真水の部分。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。現在、財政調整基金、12月補正後現計ということにな
りますけれども、仮に全体ということになりますと、財調残高全体としては76億5,
000万円程度、約76億5,000万円です。で、そこから今の真水部分、返還額を
約27億と見込んでおりますので、その額を引きますと76億から27億引くというこ

とで約49億でしょうか、程度にはなるかと推計はされるというところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると76億5,000万で、真水の分を、50幾らの数字を出ましたよね。今の説明では、で、これは43億の金も含まれているという考えでいいんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今申し上げましたのは、あくまでも財政調整基金の残高、そのうちの真水ということでございますので、43億の基金の金額とはまた別ということになります。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、真水の分と全体的な数字は、大分若干、若干じゃねえけど大分違ってくるんだけれども、その辺に明確にちょっと教えていただけますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません。先ほど申し上げたのが財政調整基金で全体で76億5,000万円で、真水として今現在推計できる数値としては、まず返還額を除いては49億何がし程度になるかと思われまして、で、それとはまた別にですね、43億の基金。その基金自体はまた別の財源として、基金として積み立ててございますので、先ほど震災復興企画課長から申し上げました43億基金の残額、まず9億7,000万円程度ということでございますが、それはまた別の財源として、それはそれであるということでご理解いただければと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、今回の支援金、合わせると6,800万何がしになるわけですね。それで、寄附金のやつが5,500万残あって、そして1,330万足りないということの理解でいいんですよね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回一般財源として1,330万円、今回の事業の財源として充てさせていただいているというのは、先ほど資料、附属資料説明書の7ページ等々で内訳等示させていただいております。で、今回決算ですとか、基金の執行状況、そういったことを踏まえて、8億基金の残額を全て使った上での支援ということで、さらにそれを今回の追加支援策を行いますと、8億基金の残額だけでは足りない。その不足部分を一般財源として今回はやむなく財政出動させていただくという金額の流れということになります。

12番（青田和夫君）はい、議長。そういう今課長が言ったことの話の聞いただけで、それで6,800幾ら、要するに1,330万足りないということを出す、それはそれでいいんですけども、6,800万の2パーセントと云ったら何ぼになりますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。6,800万円の2パーセントとなりますと、約136万円。今電卓たたいた金額ですけども、136万円となります。

12番（青田和夫君）はい、議長。大体、一財を使うときには、大体の全て、例えば10億とか20億とか話じゃなくて、それ相対的に今言った6,800万の何パーセント枠内ということで記憶しているんですけども、それをお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。一般論として、何というんでしょう、事業のうち何パーセント程度、一財充てられるかというようなお問い合わせ、問いということで受けとめさせていただきましても、一般的な各事業を行うに当たりましては、当然財源として補助金ですとか地方債ですとかさまざまな財源、今回の基金繰入金等ありますけれども、ま、基本的にそれに何パーセント一財を充てるかというのは、補助事業なり単独事業なりいろいろ考え方はありまして、一概にですね、今議員おっしゃられたような2パーセント以内ですとか、そういった具体的な基準というのがあるものではないと。

ただ、我が町といたしましても財政規律を守る上です、なるべく国庫補助事業ですとか有利な起債を使うということで、これまで基本的には財源、国庫補助金とかあるものについて、我々財政サイドとしても予算査定をさせていただいて、財源を査定させていただいたというところもあります。ですので、一概にですね、基準といいますか、そういったものはこちらとしてはなかなか申し上げられない。それぞれの事業ごとに必要性等々、そういったことを判断しながらということでこれまで査定等行ってきたということでご理解いただければと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、今回の1,330万というのは、パーセンテージじゃなくて、例えば1億でも2億でもかかったら出せると、そういうふうな理解でいいんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回のケースに直接ということではないかもしれないですけども、金額の多寡につきましては、当然現在の町の財政状況、先ほど申し上げた財政調整基金の状況ですとか、ほかの事業、今後行う見込みの事業、今現在ですと私どものほうで中期財政見通しを作成させていただいて、今後3、4年程度の見通しをつくっております。ですので、そこから大きく外れるような予算措置となりますと、将来の財政負担等々、そういったことにも影響してまいりますので、そういった今後の将来の財政状況、そういったものも見据えた上で判断していかなければならない。で、金額につきましても、一般財源の出動というのは、今回は追加支援ということで提案させていただいて、その中で本来であれば財政サイドとしては基金の残高の中で全ておさまればそれにこしたことはないと思うんですが、ただ議会とのこれまでの議論の経過、そういったことも踏まえまして拡充させていただいた。で、その中でどうしても基金の枠の中におさまらない部分について、一般財源で措置させていただいたということでご理解いただければと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりましたけれども、で、もう1点だけお伺いします。

今回の問題に関しては、1,330万。要するに基金の足りなさから数字が出てきたと。で、個人資産形成の部分に関しまして、特例中の特例というのは、どういうふうに解釈すればいいんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。財政出動ですね。一般的なお話として受けとめていただければと思いますけれども、特に法律等々でそういった個人の資産形成、もしくは事業所の資産形成等々について充ててはいけない等々ということの明文の規定があるわけではないですけれども、法学上といいますか、そういった面で、基本的にこれまでですね、そういった災害、被災のされた方に対するその財産形成、資産形成に当たるものについて公的資金を投入していく、そういったことについての議論というのは、古くは阪神大震災の以前からですね、あったと。で、その後、阪神大震災はかなり大きい災害であったということも受けまして、そういったところから法律の被災、被災者支援生活法ですか。平成10年に法律できたかと思いますが、そういった法律の制定、それからその後の法律の改正等々も受けまして、少しずつそういった住宅、個人の方の住宅支援に対する支援というのが少しずつ拡充されてきたというところがあります。

ただ、そういった資産形成ということについて、やはりこれは何ていうんでしょう、学者さん、いろいろな有識者の方の論文等々においても、やはりいろいろなご意見は出ている中で、明確なですね、こうだというような結論というのは、なかなか見出しがた

いところではありますけれども、ま、考え方として、その住宅を建てるというですね、財産形成ではなくて、例えば生活支援、生活基盤の再建のためだという視点でのですね、財政出動ならばあるのではないかなというような学説と申しますか、そういったものも一方ではあるようでございます。

ですので、一概にだめだということではないですけれども、一定程度やはり慎重な判断と申しますか、そういったところは現在でも必要なのではないかなというようには考えているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。大体おおよそ言っていることがわかりました。で、後で再度詳しいことは直接行って伺いますから。これで質疑終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子）はい、議長。お尋ねします。町内で新市街地町内移転者3種、1種、2種、町外へ移転した方々、災害公営住宅、そしてまた丘通りでの全壊、大規模半壊、半壊に対する方々への生活支援、住宅支援はどのようになっていますでしょうか。内訳を、件数とかも教えていただければと思います。

議長（阿部 均君）何から持ってきたのかな。あの、それは議案書の……

4番（岩佐孝子）はい、議長。ごめんなさい。済みません、16ページです。16ページの住宅支援の被災者支援の部分でございます。16ページの土木費のですね、19節負担金補助金及び交付金の中の津波被災住宅再建支援事業補助金の中の部分の今まで支給した部分とかも確認をさせていただきたいと思っております。

議長（阿部 均君）わかりましたか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今回の補正の中身ということではなくて、全体の対象者としての整理といったところかと思うんですが、大変申しわけありません。今、手元にですね、資料なり、先ほど各議員さんのほうにもお答えした際に詳細について後ほどというようなこととお話をさせていただいたところはあったんですが、今ちょっと手元なり、集計したものがございませんので、大変申しわけありません。

4番（岩佐孝子）はい、議長。今まで新市街地には600万、650万、利子補給とかも含めてとかという部分があるんですけれども、その分の最低でも生活支援と住宅支援の部分で分けてできるのではないかと思いますので、その分をお尋ねしたいと思っております。

議長（阿部 均君）ちょっと提案されている部分とですね、今の質問というのはかみ合わない部分があるんですけれども、その辺よく考えながらですね、質疑を行っていただきたいと思っております。

4番（岩佐孝子）はい、議長。新市街地に住んでいる方々には600万、650万というふうにありますけれども、その中身としては生活支援金として幾らなのか、住宅再建のためという部分で幾らなのか、そういうことも含めてお尋ねしたいということで、今質疑をさせていただいています。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。若干あれですが、新市街地の方に今回独自支援として今まで制度設計している中では、名目上、生活支援金という名目ではないということで、住宅再建支援の名目の中で出させていただいているという状況となっております。

4番（岩佐孝子）はい、議長。新市街地だけではなくて、町内移転者ですね。あと、3種の方々もそうなんですけれども、全て生活支援とか住宅支援という再建という部分で分けてはいないということですか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。説明の中でちょっとわかりづらかった部分も、と思いますが、まず基金のほうにつきましては、基金を運用する関係上、43億については住宅再建に資するものというところがございますので、まずはそこを基準として整理をさせていただいている中で、1・2種の方に支援をする際には住宅支援という名称が使えないといったところから、1・2種の方の中で生活、ある一定条件です、建築の中でやる部分につきましてもありますが、そこについては生活支援という形で一時金のほうの支給をさせていただいております。

そのほか3種、丘通り、新市街地につきましては、住宅再建支援という名称、名目をもって今回の制度設計を大まかなところをさせていただいているところでございます。

4番（岩佐孝子）はい、議長。そうしますと、全て生活支援と住宅再建という部分で分けなくて、一括してということよろしいですか。一括して住宅再建というような捉え方でよろしいのでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。なかなか言葉の使い分け的なところは多分にあります。なるべくですね、一定程度広く基金のほうを有利に使いたいというようなところで解釈をさせていただいている部分がございますので、今回1・2種の生活再建支援金として、当初100万円をして、9月の議会で150万円にさせていただきました。で、今回130万プラスというようなことで議案の提案をさせていただいておりますが、その部分のみ生活支援金という名称の解釈をもって出させていただいております。

そのほかにつきましては、住宅再建ということで、新築補助なり利子補助なりというようなところで、防災集団移転促進事業の中の利子補助の名称なりそういうのも含めてですね、包括したような名称の中で運用させていただいているという現状でございます。

4番（岩佐孝子）はい、議長。ということは、その新市街地とか町内移転者については、生活支援も含めた住宅再建支援ということで解釈してよろしいのでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。そちらのほうですね、なかなか趣旨とすれば全てですね、そういうような側面はどちらにもあるというようなところではございますが、こういった一応公の部分につきましては、名称の使い分けといったところでご理解いただきたいと思っております。

4番（岩佐孝子）はい、議長。住宅支援をするにしても、この部分はある程度生活支援、この部分はというふうなことでのすみ分けというのは考えながら、どんな割合ということとかは考えてはいなかったのでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません。当初ですね、もともとの設計の段階では、住宅再建支援からちょっとスタートしている中で、そこから基金の運用をですね、なるべく広範囲に残高を見通しながら、今回いろいろとやらせていただいている中で、解釈上、住宅建築の再建に充てられないというような部分につきましても、町のスタンスを変えない中で、いかに1・2種の方にも枠を広げられるかといった考え方の中でですね、家財道具に着目した生活再建支援金をつくらせていただいたという経緯がございますので、そちらのほうにつきましては、スタンス的には同じようなスタンスの中で運用させていただいておりますが、名称的な部分といたしますか、解釈、説明の中ではそういうような使い分けをちょっとさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今、そのようないろいろ話になってるんで、私も 16 ページの同じ項目、都市計画復興推進費の中の負担金補助金及び交付金と津波被災住宅支援事業補助金についてお伺いいたします。

今の議論といいますか、そもそもになるわけですが、受けとめ方あるいは企画するほう、出すほうのね、やっぱり理解もう少しきちんとしておく必要がるのかなというふうに感じましたので質疑いたします。

そもそも被災者、先ほども名前出ましたね。被災者生活再建支援法、一番最初に国の制度で最大 300 万といったものがありました。そこからいろいろ、そしてその辺の経緯については、歴史的なこの経緯については、先ほど財政課長のほうからですね、大体お話しされたわけなんです。でも、そもそもそしていろんな説があるというふうにも、という話にもなっているわけですが、あれをよく読みとけば、まず生活再建支援なんです。そして、その中に 300 万については基本 100 万、これは誰にも、これは全くの生活再編、再建ですか。そして、新たにうちを建てた人には、大規模、全壊、いろいろあって、では最大 300 万、中古を買ったときには 250 万とかという制度で、そしてその制度の目的は何かという、多分これ示されていると思うんですが、あくまでも生活再建です。うちを建てることも生活再建の大きな一つの第一歩。

それから、その中には地域再生、コミュニティーですね。というのも目的の中に含まれているという性格の支援金だというふうな、私捉え方。多分そうなるかと思うんですが、そういう理解。

そして、そういうところから考えるならばですね、今回のまさにこの支援金というのは、あらゆる人にひとしく支援しなければ、すべき内容のものであるというふうに私は受けとめているわけです。そういった法律、制度、性格、目的からすると。

ではそういうふうな、それは今のは生活再建支援法、国ですね、に基づくものではありますが、大体それに準じた形で町独自の支援もそういった目的に合わせて実施しているのかなというふうに受けとめているわけですが、とするならば、今回の格差のある支援、取り組みというのはいかなるものかと。生活再建ですからね。どこに住んでいようが、どこに住んでいようがその人たちが生活するために必要な支援金としてやっているというふうに捉えるならば、そこに格差があってはいいのかというふうに思うわけですが、これが私の質疑になります。いかがでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の国のほうですね、今つくっている制度については、一定の被害を受けると基礎支援金ということで 100 万が支援されて、その後状況によって 200 万という、これは議員ご指摘のとおり名称そのものが広いといいますか広義といいますか、そういう捉え方をしたの制度の名称になっているというのは私も理解するところですが、今回の関係についてはですね、基本的にそういう側面もございませうけれども、町として津波防災区域、危険区域を設定をして、防災集団移転制度を活用してというような、大きな町としての流れ、方向性の中でですね、あくまでも住宅を安全な場所に再建してもらおうんだと。そういうことに着目をして、この 8 億と 43 億のそれぞれの人の範囲をうまく組み合わせをしながらですね、極力きめ細やかな制度設計に心がけてきたというふうなところでございまして、基本はあくまでも先ほど来からお話し申し上げているように、住宅の再建というふうな部分に大きく着目点を置いてい

るというふうなところがですね、多少強いそういう面があるかなというふうには思います。

そういうものが、そういう基本方針の中で執行してきて、執行の状況なり、あるいはまたもう決算の状況がほぼほぼ明らかになるという中でですね、これまでの皆様との議論なり、庁内でのいろんな声を集約した中でですね、一定の考え方を生活支援、生活、そこで再建されている事実、そこに着目して家財道具等生活に要する一定の支援をしましょうと、そういう経緯経過をたどってきているというふうなことでですね、これを理解していただかなくちゃいけないと、そんなふうには思っているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。基本は、大きな目的は生活再建で、生活再建するためには、日常の生活再建をするためには、普通の日常の生活に戻るための最大の、今回津波で大きな被害を受けていると。そこで住んでいた日常必要な、生活に必要なうちが皆流されてなくなったと。最大の拠点が、生活するための最大の拠点がなくなったということで、で生活再建するためには、まずは家を建てなくちゃならない、家がなければならぬということで、それが政府も十分わかって、本来ならば生活再建支援法、国の制度、最大300万で、これ300万っていうのも多いか少ないかといろいろ議論があるわけですが、それは置いて、でもそれでも足りない。当然、全くなくなったのを、土地も移動して、土地も買って、そして新たに再建していく、家も建てるということになると、300万では到底足りないでしょうと、生活再建できないでしょうということ、新たに43億、その前の8億というのはもう何さでも使える、何さでもという語弊けれども、ほとんどここは何さでも使えるような、自由に使える。で、その後、それでも足りないということで43億の、これはもう限定された基金なんですけど、しかしその根底にあるのは生活再建の根拠となる基準となる家を、まず補償というか再建しましょうと。そして、建てた後、今度はさらにこの生活再建。しかし、生活再建を確実なものにするためには、とにかく家がなければだめだということで、43億の基金をつかって、それでそういった被災した人たちを支援する、救済すると。

しかし、今度、家建っても今度、金なけりゃ毎日の生活をしなくちゃならないというようなこともあって、もろもろの各種分野での支援があって、そして徐々にこの救済というか支援がもとに戻りつつあるということになっている。それは農地にしてもですね、仕事するためのあれを補償するというのは、別な制度でそれを補償する。そして、それはなぜかというのは、この生活の基本をしっかりと守る上では、今度はあと生活できるように、生活できるようにとどンドンドンドン上乗せというか、ソフト部分に変わっていくわけけれども、という今、流れなんですよ。

そして、今はもう震災5年、6年たって、ほぼ住宅については、今の情勢ずっと聞いても、もうそれはもとに戻りつつある、家に住むところは。しかしながら、あわせてまだしかし、震災前の生活に戻るといふことには、なかなかそこで足りない部分があって、その人のため、今度は生活再建資金というものを、生活再建支援といったものの充実を図っていくと。それはこの町でも図ってきていると。そして、だんだん上乗せ的にね、非常にこれは評価しなければならない取り組みなんだと受けとめているんですが、しかし山元町の場合、残念なの。なぜかそこに格差が生じている。格差が生じている根拠にしているのが、この住んではならないところに住んでいる人だからということで、そこで格差をつくっているという理由で来ているわけですが、しかしそこに住んでい

る人たちは、本当にそこに住みたくて住んでいる人たちもいるかも知れませんが、住まざるを得なくて住んでいる人たちもいる。と、あわせて、もう既に4、5年もうそこに住んでいるんですよ。もう生活しているんです、日常の生活。しかしながら、非常にその条件の悪いところとかもろもろあって、まだまだ大変な生活が強いられていると。そういう人たちに今支援をしましょうということでもろもろの制度をつくって支援をしている。もう今は、何を言いたいのか、もう格差はね、いろいろそこに住んではだめだって、住んではだめだっていうのはあくまでも住宅再建です。そこで、この格差をつけたと。これまでの町の理由を受けとめていけばね。そこでの格差は、それはまあ理解できるところと、理解しても納得できない部分ね、あるんですけれども、しかし今も生活再建の話の内容になってきている。やっぱりその辺はね、大きく発想を変えないと、本当の意味でもう、町は全体の町民、あるいは全体の被災者の救済ということを考えなくちゃならないというふうになったときに、そこにこの生活の再建まで格差をつけていいのかというふうな考えは、俺は、私はちょっとこれは考え直していただきたいというふうな思いで今言っているんですが。そして今、ここに提起されているのは、まさにその生活再建の部分の支援金ということですね。やっぱりその辺、そういう今の思いで私、話しているんですが。

で、なお、そこでそういう状況になっても、なおかつこう格差があるというその根拠、理由がいまだにわからない。ま、これはこの間いろいろね、議論を尽くしてきて、もう答えが出ている話なんですけど、しかしその答えについて全く理解できないということから、最終的にこれが質疑になります。30万円とした根拠は何かと。あるいは格差をつける理由は何かということが、これまでも何回もお答えしていますから、従前のおりだということであればそのような答えでも仕方がないかな、この間の議論の中ではですね。ということをお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員から、再々度的な確認のご質疑をいただきましたけれども、大変申しわけございませんけれども、町としてのですね、この制度に関する基本的な考えというのは、これまでもたびたび申し上げてきた方向性とですね、変わるところはございません。

確かに、今の時点になればですね、そういう見方、考え方もできますけれども、そもそもスタートしたときの考え方をいろいろと議論の積み重ねで来ているわけですのでね、一定程度落ちついてきた中で、また新たなその見方、おっしゃるような現にそこで事情はいろいろそれぞれでしょうけれども生活していることに変わりはないという側面をカバーする形でですね、改めての制度設計をしてきているというのも、これも事実でございますが、やはりこれまで申してきたように、この建築基準法でそこに新たな家を建てられない、そういう地域でのですね、維持補修をして住まわれる方への支援いかにあるべきかというふうな基本的なところで考えていったときには、やはりどうしても一線をそこに引かざるを得ないというものが、一貫した町の考え方でございます。

議 長（阿部 均君）遠藤議員は、30万円にした根拠を尋ねておりますが、その辺についてはどうなのかお答え願います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。30万円にした経緯と申しますか、今回拡充を図るに当たりまして検討の課題となった部分といたしましては、まず基金の残高につきまして、28年度の決算、あと29年度の上半期における新市街地等、あと基金の執行状況

の中で残額がどの程度あるかといったところを精算いたしました。その結果、決算見込み、29年度の決算見込みまでをある程度潰した結果、7,890万という金額が出てきたところでございます。

で、そういった中で、今回拡充ということで、9月議会のお話、議会での議論等も踏まえて、この残額をもってどの程度拡充ができるのかといったところでですね、検討したところでございます。で、基本的には1・2種区域の生活支援金の拡充がどの程度できるか、あとはそれに自主区域で危険区域内の移転者に対しては今まで助成していなかったということもありましたので、そこまで見通せるか。で、丘通りの区域といたしまして、今までは大規模半壊まではカバーしていたところなんですけど、そこは半壊までというような指針もございましたので、そういったところを押しなべたときに、どの程度まで拡充できるかということをごさね、検討いたしました結果、今回30万円の1・2種のかさ上げと丘通りの半壊世帯20万円というような結論に至ったという経緯でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私からも補足させていただきます。

今、担当課長から申し上げた部分もそのとおりでございますけれども、今までも、150万のときもお話してきたとおり、生活の再建に必要な基本的な見積もりを、たしか今回の場合は200万ぐらいですか。200万ぐらいに平均的に見積もって、100万のときと同様、4分の3というようなことであれば、150万どまりではあるんですけども、ま、150万にした以降の、以降といいますか、9月議会なり、その後の議会の全員協議会等々ですね、議論、問題提起を私なりにそのこれまで丘通りの大規模半壊以上にとどめていた部分等々ですね、総合的に勘案し、前段申し上げたように、推奨できない区域にお住まいの方々への支援の限度の考えもトータルに考えて、いわゆる政策判断をさせていただいたというふうにお考えをいただいて結構でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あの、本当にその考え方が逆転しているというか、真逆さまというかですね。いろいろ努力、工夫なさっていることについては伝わってくるものがありますが、そもそもの考え方に大きく私は問題があるのかなと。そのことによっていろいろ格差が生まれてくるのかなというふうな受けとめ方をします。といいますのは、これもその根拠といいますと、結局は残額で何とか対応しようと、だったら対応できますよというところから出発してのもろもろのこの額の決定と。そこも大きく、もうそもそも違うのかなと。本当に被災者の生活の実態を見た、あるいは救済措置、支援すると、しなければならない、ひとしく、という考え方から出てきたこの数字、結果なのかなというふうに思わざるを得ません。ひとしくみんな、町外に出た人も苦しい生活を強いられている。苦しい生活といいますかね。そういう人たちになぜひとしく分け、どうすればそういう救済措置が出てくるのかなというところでの創意工夫、努力といったものが、なかなか伝わってこない。そして、そういう今の考え方から出てくると、結果そういうふうになる。残った金でそいつを振り分けましょうということになれば、当然ぴたっとした数字にはならないということも十分、十分というより今の数字のあれで、説明で、その辺はなるほどなということになるわけですが。

まあ、こうした議論も等々やってて、やっぱり大きく違うのは、被災者をどう救うかと。どう救うかじゃなくて、平均、こういうふうにするためにはどうすればいいのかといったような考え方が全くないのだなと、残念だなというふうなふうに、この件につい

ては受けとめました。そして、多分、いろいろ議論しても、そもそもそのそういった発想の転換というか考えを変えなければ、この件については何回議論しても同じ結論しか出てこないんだなということがわかりました。ということで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今、遠藤議員のほうも質問しました。私もこの部分、1つだけ確認だけさせていただきたいと思います。

今、遠藤議員は質疑の中で最後に、わかりましたと言いましたが、私もちょっと似たような、同じような質問になるかもしれませんが、自分の口で確認をさせていただきたいと思います。6月に初めて6月の議会において、支援制度の拡充ということで提案を受け、で同じような議論がなされ、で9月の議会に追加支援という形で提案され、でさらに9月にも同じような議論がされ、で今議会にさらにまた追加支援という形で追加をしていただいた。一般質問なんかでも出ましたけれども、その思いやりと、一部そういう町長なり執行部の気持ちは、私は伝わってきたと。自分はそれは感じていたと思います。

ただ、最終的にやはり、その追加の部分で、先ほど遠藤議員も言ったように、その差がどうしてもあると。で、10万、20万という差で、皆さんその金額をどのように思うかはわかりませんが、残っているそこに再建した方たちを見ていますと、やはり高齢者も多く、10万、20万というのは年金暮らししている方にとっては、もう大変な大金という部分もありまして、特別よそより多く欲しいとかそういうことではなく、先ほども言っているように、ひとしく、もともと、住宅再建という部分で差がありますので、その辺をもっと深く考えていただいて、何とか同じ金額にさせていただきたいと。

これまで3回の議会ですれずつ何とかしようという気持ちがあったんだなと私は感じていますので、最後に一つ、今後ここに残った金額、それを使ったと先ほど課長のほうからも説明はありましたが、今後もう、その追加の部分で何とかしてあげましようという、そういう部分にはもう至らないのかどうか確認だけさせていただきたいと思います。町長にお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。橋元議員のですね、いろいろ地元におられて、その3種区域にお住まいになって、1種、2種区域の皆さんとのかかわりなり、生活の状況なり、人一倍承知、把握されている中でのですね、問題提起というのは、まあそれはそれで私も理解するところでございますが、ずっと申し上げてきていますとおりですね、ま、前段の遠藤議員からのご指摘もございましたけれども、町外に移転される方も含めて、あるいはその1種、2種、3種の地域設定の関係も含めてですね、ずっと議論を重ねて積み上げてきた考え方でございますのでね、ええ。それをまず、我々は基本、大事にしないという部分がございます。一定程度の落ちつきを見た中で、改めて全体を見たときには、ご指摘の点なりそういう問題意識があたりだということもわかりますし、逆に私としても、浸水区域はもちろんですけども、丘通りに目を転じた場合については、一定程度のところはずっと我慢してきてもらったなという部分、そういう側面もあつたりしますし、あるいはその津波防災区域での1種、2種での現地再建に対する、ま、議員の方々、町民の方々、さまざまな受けとめ方があるわけでございます、ええ。そういうものを、やはり執行部としてトータルに考えた場合については、やはり今回お示しした拡充案が、これが精いっぱい対応だろうというふうに考えるところでございますの

で、いろいろまだまだ納得できない点もあろうかというふうに思いますけれども、ぜひ町全体の状況を勘案していただきながら、ご理解を賜ればありがたいなというふうに思うところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「休憩」の声あり）休憩。今、休憩動議が遠藤議員から出ましたけれども、同意する方はおられますか。（「賛成」「賛成」の声あり）賛成の方もおられますので、休憩をしたいと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）議案第71号を議題とします。

ほかに質疑はありませんか。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第71号平成29年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第72号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに1ページ、2ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。1款下水道事業費1項営業費用において、管渠費300万円の増額は、牛橋地区マンホールポンプの汚水ポンプ及び大平地区マンホールポンプの非常通報装置が故障し、修理が必要となったことから、合計で300万円を措置するものでございます。

最初のページをお開きください。

第2条、平成29年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款下水道事業費300万円増額し、総額5億4,521万円とするものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第72号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第73号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.14、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する本年8月8日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた本町職員の給料月額等の改定並びに勤務時間1時間当たりの給与額算出方法を、労働基準法に準拠したものに改正を行うため、提案するものであります。

1の改正内容でございますが、1点目は給料表の改定であります。民間給与との格差を解消するため給料表を平均で0.2パーセント引き上げるものであります。引き上げに当たりましては、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、そのほかは400円の引き上げを基本に改定するものであります。

次に、2点目は期末勤勉手当の改定であります。民間の支給状況を踏まえ、年間4.30月分から4.40月分、年間で0.10月分引き上げするもので、表の上段、12月期の勤勉手当で0.10月分引き上げるものでございます。

なお、表の下段、平成30年度以降につきましては、勤勉手当の支給月数を6月期と12月期にそれぞれ0.90月というふうに平準化するものでございます。

次に、3点目は、勤務1時間当たりの給与額算出方法の改正であります。この改正は人事院勧告を踏まえた改正ではございませんで、時間外勤務手当等の支給額算出基礎となります勤務1時間当たりの給与額算出方法を、労働基準法に準拠させるため改正するものであります。改正前は、給料の年額を総勤務時間数で割り出して算出しておりましたが、総勤務時間数に含まれておりました祝日及び年末年始の日数に係る勤務時間数を差し引いた総勤務時間数で割り出すことに改めるものでございます。その結果、勤務1時間当たりの給与額が若干高くなりますことから、時間外勤務手当の時間単価が若干ふえるということになります。

2の施行期日でございますが、(1)の給料表の改定は公布の日とし、平成29年4月1日に遡及し適用するもの。(2)の期末勤勉手当の改定のうち、勤勉手当の支給月数の改正は公布の日から施行し、12月1日から適用いたします。なお、年間支給割合の変更は、来年4月1日からの施行となります。また、(3)の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正は、来年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、議案第73号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第73号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第74号山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.15、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、町の常勤特別職である町長、副町長及び教育長に支給される期末手当の改定を行うもので、年間支給月数3.25月分から3.30月分、年

間で0.05月分引き上げるものでございまして、表の上段、12月期の期末手当で0.05月分引き上げるものでございます。

なお、表の下段、平成30年度以降については、今年度引き上げた0.05月分を6月期、12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分け、平準化するものであります。

2の施行期日でございますが、公布の日とし、12月1日から適用いたします。なお、年間支給割合の変更については来年4月1日からの施行となります。

以上、議案第74号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第74号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第75号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.16、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と議会議員の期末手当月数の整合性を図るべく改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、特別職、常勤特別職と同様、期末手当の改定を行うものでございまして、町の常勤特別職に準じ、年間支給月数3.25月分から3.30月分、年間で0.05月分引き上げるもので、表の上段、12月期の期末手当で0.05月分引き上げるものでございます。

なお、表の下段、30年度以降については、今年度引き上げた0.05月分を6月期、12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分け、平準化するものでございます。

2の施行期日でございますが、公布の日とし、12月1日から適用いたします。なお、年間支給割合の変更は来年4月1日からの施行となります。

以上、議案第75号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう

お願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第75号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第76号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第76号平成29年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ354万4,000円を追加し、総額を189億155万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

第1款の議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など、合わせて354万4,000円の人件費の補正を行ってございます。こちらにつきましては、平成29年の人事院勧告に準拠した職員給与の改正等に伴う人件費の増額のほか、人事異動に伴う款ごとの人件費及び特別会計への繰出金の増額または減額となっておりますので、それぞれの詳細につきましては、恐縮ではございますが説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

議案書の5ページのほう、ご覧願いたいと思います。

まず、第10款地方交付税につきまして、震災復興特別交付税を20万6,000円増額しております。こちらにつきましては、派遣職員の人件費につきまして、人事院勧告に伴う増額分の財源として計上しているものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。財政調整基金につきまして、財源調整の結果、333万8,000円取り崩しを増額しているものでございます。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第76号平成29年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第77号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ104万5,000円を追加いたしまして、総額を21億4,197万3,000円とするものでございます。

それでは、お手元の議案書5ページ、6ページをお開きください。

今回の補正の内容でございますが、一般会計同様、10月1日付の人事異動並びに人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴い、補正を行ってございます。

歳出、6ページにおいては、総務費において調整をしております。歳入、5ページです。こちらのほうでは一般会計の繰入金でもってその額を手当てしてございます。金額は104万5,000円を増額補正額として計上するものでございます。

簡単ではありますが、以上で今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第77号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第78号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

こちらのほう、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ272万1,000円を減額いたしまして、総額を14億637万9,000円とするものでございます。

こちらもお手元の議案書5ページ、6ページをお開きいただければと思います。

当介護会計の今回の補正の内容でございますが、一般会計、国保会計同様、10月1日付の人事異動に伴うものと、人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴い補正を計上してございます。

歳出についてはですね、総務費と地域支援事業費でもって調整をしております。

歳入は、一般会計繰入金と基金の取り崩しを減額するものとして調整をしております。金額がこちら272万1,000円を減額補正額として合計で計上してございます。

以上が今回の補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第78号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第79号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第79号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用において総係費29万3,000円の増額は、一般会計同様、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費において施設整備費7万5,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

最初のページをお開きください。

第2条平成29年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費29万3,000円増額し、総額4億2,955万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,958万7,000円を1億4,966万2,000円に。当年度分損益勘定留保資金2,881万8,000円を2,889万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出7万5,000円増額し、総額3億2,976万1,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第79号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．議案第80号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第80号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において、総係費25万8,000円の増額は、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費において、施設整備費4万6,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

最初のページをお開きください。

第2条、平成29年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款下水道事業費25万8,000円増額し、総額5億4,546万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,664万5,000円を2億3,669万1,000円に。当年度分損益勘定留保資金775万円を779万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出4万6,000円増額し、総額8億9,409万5,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第80号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．同意第10号から日程第21．同意第17号までの8件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第10号から17号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

一連の案件については、農業委員会委員の任期が平成30年1月28日をもって任期満了となりますことから、委員を任命するに当たり議会の同意を求めるため提案する者であります。

個別の同意を求める前に、ご提案申し上げております委員の全体構成についてご説明申し上げますので、お手元に配布している資料No.17、議案の概要をご覧ください。

これまで農業委員会委員の選出方法が公職選挙法に基づく公選制と町長による選任制の併用であったものが、町長が議会の同意を得て任命する方法に改正されたところがあります。具体的な任命に際しては、農業委員会等に関する法律に必須要件等の定めがあり、その関係については、資料の下段に（2）必須要件、（3）努力義務としてまとめてあります。なお、裏面には根拠となる関係条文である法第8条を参考までに記載しております。

まず、必須要件として、第一に法第8条第5項の委員の過半数は認定農業者でなければならないとの定めを受け、定数8名の過半として5名の認定農業者を任命する必要があります。これは農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させるための規定であります。これを受け、今回同意第10号の阿部賢一氏、12号の黒田忠良氏、13号の佐藤拓実氏、15号の庄子 浩氏、17号の渡辺成寿氏の5名の認定農業者を提案いたしております。

第2として、法第8条第6項に、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないとの規定があります。これは農業分野以外の者の意見を農業委員会に反映させるための規定ですが、今回同意第14号の庄司恒一氏を中立委員として提案いたしております。

次に、努力義務として、法第8条第7項に委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないとの規定を受け、女性1名と青年2名、これは50歳未満という考え方でございますが、こういう関係で提案いたしております。女性については、同意第16号の鈴木京子氏を、青年については同意第13号の佐藤拓実氏と15号の庄子 浩氏の2名であります。

備考欄には、現農業委員の別を記載しております。

なお、任期については平成30年1月29日から3年となります。

また、今回の候補者選任に際しましては、去る10月2日から31日までの30日間、農業委員の公募に合わせ、農業関係団体から候補者の推薦を求めたところ、合わせて17名の応募、推薦がありました。選任については武田副町長を委員長とする6名の委員で構成する評価委員会による評価結果を踏まえ、法律に定めのある諸要件、地域性、年齢構成等を総合的かつ慎重に判断し、去る9月議会でご可決いただいた定数8人を農業委員候補者として提案するものであります。

以上が、委員の全体構成に関する説明であります。

それでは、順次、同意議案ごとにご説明いたしますので、議案のほうをご覧ください。

たいというふうに思います。

初めに、同意10号であります、山元町坂元字原一、行政区でいうと久保間在住でございますが、阿部賢一氏、63歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

平成17年7月から農業委員を現在まで4期務めていただいております。現在、亘理土地改良区理事を務めており、認定農業者、個人で果樹農家であります。性向は性格温厚にして誠実的確な判断力を有している方で、実行力に富み、長期にわたる農業委員として豊富な実務経験と土地改良理事としての識見を有し、農業委員会業務と農地利用最適化推進に関する事項を適切に行うことができるもので、人望も厚い方です。

続きまして、同意第11号であります、山元町坂元字戸花山、行政区は町区在住でございますが、岩佐正氏、57歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

平成24年から現在まで農業委員を2期務めていただいております。会社員をされてございまして、性向は性格温厚にして誠実的確な判断力を有している方です。会社員ですが、現職の経験を生かし、多角的な視点が求められる今日の農業委員会業務を的確に推進していただける方で、人望も厚い方です。

続きまして、同意第12号であります、山元町真庭字館下、黒田忠良氏、68歳です。

次ページの略歴書をご覧ください。

みやぎ亘理農業協同組合退職後、現在真庭上区の実行組合長をされております。また、現在真庭の副区長もされております。性向は誠実的確な判断力を有し、実行力に富む方で、長年にわたる農業協同組合勤務を経験し、農業関係情勢に精通しておられる方です。地区住民からも幅広い信任を得、人望も極めて厚い方です。

続きまして、同意第13号であります、山元町つばめの杜東区在住でございます。佐藤拓実氏、35歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

この方は農業、もとい認定農業者、法人の関係でございまして、株式会社一莓一笑代表取締役をされておりました、現職の農業委員でもございます。先ほど申し上げましたように、50歳未満の青年に該当される方です。性向は誠実的確な判断力を有し、実行力に富み、農業委員としての豊富な実務経験と識見を有しているものであります。若き農業法人経営者、農業担い手としての視点から、農業委員会業務、農地利用最適化推進を適切に行うことができるものと考えます。

続きまして、同意第14号であります、住所は山元町坂元でございます。町区になりますが、庄司恒一氏、66歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

仙台第二高等学校の校長、そして公務員弘済会宮城支部を経て、現在町の小中学校再編検討委員会委員長を務めていただいております。法第8条第6項に定める利害関係を有しない者、いわゆる中立委員として提案するものであります。性格温厚にして、誠実的確な判断力を有し、実行力に富む方です。教職を経て、豊富な知識と幅広い教育行政機関の経験を有し、多面性が求められる農業委員会業務を的確に推進することができるもので、人望も極めて厚い方です。農業分野以外のものとして、貴重

な意見を農業委員会に反映させていただけるものと考えております。

続きまして、同意第15号であります、山元町山寺の住所になってございますが、いわゆる行政区、牛橋在住でございます。庄子 浩氏、40歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

認定農業者法人関係でございます、有限会社黄金ファームの専務取締役をされておりました、現職の農業委員もされております。これまた50歳未満の青年としての該当する方でございます。誠実で的確な判断力を有し、実行力に富む方でございます。農業委員としての豊富な実務経験と識見を生かし、同意第12号の佐藤拓実氏同様、若き農業法人経営者、農業の担い手の視点から、農業委員会業務と農地利用最適化推進業務を適切に行うことができるものと考えます。

続きまして、同意第16号であります、山元町小平にお住まいの鈴木京子氏、64歳でございます。

次ページの略歴書をご覧ください。

みやぎ亘理農業協同組合退職後、農業に従事されておりました、現職の農業委員でもございます。誠実で的確な判断力を有し、実行力に富む方でございます。農業委員としての実務経験と識見を生かし、農業委員会業務と農地利用最適化推進業務を適切に行うことができる方と考えます。多様性に富んだ豊かで活力のある委員会運営に向けて、女性委員として、女性の視点から農業委員会の政策、方針決定過程に参画していただきたいと考えております。

続きまして、最後の同意17号であります、山元町高瀬字赤坂、行政区は笠野でございますが、在住の渡辺成寿氏、63歳であります。

次ページの略歴書をご覧くださいというふうに思います。

認定農業者でございます。そしてまた、平成19年から亘理土地改良区の理事を務められ、現在副理事長を務められております。農業委員のほうは24年から、現在2期目を務められているところでございます。農業委員としての豊富な実務経験と土地改良区の副理事長としての高い識見を生かし、農業委員会業務と農地利用最適化推進に関する事項を適切に推進していただける方であると考えます。

以上8名について、山元町農業委員会委員として任命申し上げたく、ご理解の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから同意第10号から同意第17号までの質疑を行います。人事案件でありますので個人名は発言せず、同意第何号ということで質疑をいただきたいと思ます。—— 質疑はありませんか。5番伊藤貞悦君の質疑を許します。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま町長からの話の中に、応募者総数が17名というふうな話でしたが、これは農業委員のほうか17名なのか、最適化推進委員も含めての数なのか、教えていただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。17名につきましては、いわゆる農業委員にエントリーされた方という方でございます。ただ、中には双方に応募されている方も含まれている17名というふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回のこの農業委員会の新制度で初めてのことなわけですが、その17名から8名を選ぶ際に、例えば評価委員会をつくったというふうな話ござい

ましたが、何を、選考の観点で基準にしたこととか何かあるのかどうか。今の表の一番下だけなのか、それとも点数化したんですよとか、それから推薦についてはどのような取り扱いをしたんですよとかというふうなことについて、教えられる範囲というか、知らせていただける範囲で、もしできる範囲があれば教えていただければと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の選考、評価関係につきましてはですね、先ほど申しましたように武田副町長を委員といたしまして、6人の委員の方でさまざまな側面から評価をしていただいたというようなことをごさいます、評価に際してはさまざまな角度からのいわゆる点数をですね、つける形で審査をお進めをいただいたというようなことで、ま、その中から点数の高い方といいますか、それに加えて先ほどこの一覧表で申し上げましたような、認定農業者の数とかですね、この選任選考区分を勘案した中で、最終的に8名を選んでいただいたというふうな状況でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議 長（阿部 均君）これから同意第10号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第10号は同意することに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから同意第11号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第11号は同意することに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから同意第12号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第12号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第13号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第13号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第14号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第14号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第15号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第15号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第16号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第16号は同意することに決定されました。

議長（阿部 均君）これから同意第17号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

同意第17号は同意することに決定されました。

議長（阿部 均君）日程第22. 諮問第1号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

現委員の太細のぶ子氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、仙台法務局長から後任者の推薦依頼がありましたので、同氏を引き続き推薦するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

参考資料といたしまして、次ページに略歴書をおつけしておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任と答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

諮問第1号はこれに適任と答申することに決定されました。

議長（阿部 均君）日程第23. 議案第60号を議題とします。

本案件は、12月7日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。委員会審査報告。

本総務民生常任委員会は平成29年12月7日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第60号、件名山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例。

審査の結果、可決すべきもの。以上でございます。

山元町議会議長阿部 均殿、総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦。平成28年12月14日。

議長（阿部 均君）ただいまの委員長報告の中で、これは文章が間違っている。月日ですね。平成29年が28年となっておりますので、29年と訂正の上をお願いいたします。29年の12月14日ということでございますので、よろしく。（「大変失礼いたしました」の声あり）

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第60号山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第24. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第25．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議員派遣の件は決定されました。

議長（阿部 均君）この際、お諮りします。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時05分 閉 会
